利府町広告事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町資産等を有効に活用することにより新たに財源を確保し、町民サービスの向上及び地元企業等の活性化を支援するため、広告事業を行うものとし、その実施に関しては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　広告事業　民間企業等が行う広告、宣伝等（以下「広告等」という。）の媒体として町資産等を活用することにより、広告料等の収入を得る事業又は事務事業経費の縮減を図る事業であって、次に掲げるものをいう。

ア　広告等の掲載等

イ　広告物の掲出等

ウ　事業協賛（式典、催事等を開催する場合において、当該式典、催事等に協賛する民間企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告を掲出することをいう。以下同じ。）

エ　ネーミングライツ（命名権）の売却

オ　その他実施課長等が必要と認める事業

（２）　町資産等　町が保有し、又は保有することとなっている物件その他の資産（借用物を含む。）及び町が行い、又は行うこととなっている事務事業（経費を負担するものを含む。）をいう。

（３）　広告媒体　次に掲げる町資産等であって、広告事業に活用するものをいう。

ア　印刷物

イ　ホームページ

ウ　土地、建物、車両、工作物等の物件

エ　式典、催事等

オ　その他実施課長等が必要と認める町資産等

（４）　実施課長等　町資産等の管理、保管、取得、実施等を所管する部の課（室）長及び局長であって、当該資産等に係る広告事業を所管するものをいう。

（広告事業の基準）

第３条　実施課長等は、広告事業の実施に当たっては、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性にかんがみ社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

２　実施課長等は、広告事業の実施を決定しようとするときは、別に定める基準に従い審査するものとする。この場合において、広告主の決定については、企業情報及び法令遵守の状況等を総合的に分析した上で行うものとする。

３　実施課長等は、実施を決定しようとする広告事業が前条第１号エに掲げるものである場合は、第６条に規定する利府町広告審査委員会の審査を経なければ当該広告事業の実施を決定してはならない。

４　前項に規定する場合において、広告主の決定に当たっては、実施課長等は、原則として関係者又は有識者等の意見を聴取した上で、第６条に規定する利府町広告審査委員会に諮るものとする。

５　第３項に規定する場合のほか、実施課長等は、広告事業の実施に当たり必要と認めるときは、第６条に規定する利府町広告審査委員会に諮るものとする。

（広告事業の実施方法）

第４条　広告事業における広告媒体の種類、広告等の規格、募集方法及び選定方法、予定価格並びに契約条項等は、当該広告事業ごとに定めるものとする。

（広告等の掲載等の取消し等）

第５条　実施課長等は、広告主又は広告事業により掲載等をした広告等の内容が第３条第１項又は第２項の基準に抵触したとき、又は事情の変更により特に必要と認めたときは、当該広告等の掲載等を取り消し、又は契約を解除することができるよう措置するものとする。

２　実施課長等は、第２条第１号エに掲げる広告事業について、広告主が第３条第１項又は第２項の基準に抵触したことにより契約を解除しようとする場合には、次条に規定する利府町広告審査委員会に諮るものとする。この場合において、実施課長等は、あらかじめ広告主に弁明の機会の付与を行うほか、関係者及び有識者等の意見を聴取するものとする。

（利府町広告審査委員会）

第６条　広告事業の決定等に関する事項を審査するため、利府町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職にある者をもってこれに充てる。

（１）　委員長　副町長

（２）　副委員長　教育長

（３）　委員　総務部総務課長、企画部秘書政策課長、町民生活部生活環境課長、上下水道部上下水道課長及び教育部生涯学習課長

３　前項に定めるもののほか、委員長は、審査に関し必要と認めるときは、その指名する者を臨時委員として構成員に加えることができる。

４　委員長は、委員会に関する事務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

７　委員会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

８　委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

９　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者及び有識者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

１０　委員会の庶務は、企画部秘書政策課において処理する。

（審査結果の尊重）

第７条　実施課長等は、委員会における審査の結果を尊重しなければならない。

（雑則）

第８条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年７月８日から施行する。

この要綱は、令和２年７月３日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１９日から施行する。